

## 豊川市建設工事最低制限価格実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、豊川市が発注する建設工事における最低制限価格制度の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 最低制限価格制度の対象とする建設工事は、競争入札（豊川市低入札価格調査制度を適用する工事を除く。）に付す建設工事のうち、当該工事の適切な履行を確保するため必要と認められる場合に対象とする。

### (最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、次項に掲げる額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額が、予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあつては予定価格に108分の100を乗じて得た額（以下「入札比較価格」という。）に10分の9を乗じて得た額に100分の108を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあつては入札比較価格に10分の7を乗じて得た額に100分の108を乗じて得た額とする。

2 前項の額は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、別表に掲げる建設工事の種類については、予定価格算出の基礎となった別表の①から⑤に掲げる額の合計額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

3 特別なものについては、前2項の規定にかかわらず、契約ごとに10分の7から10分の9までの範囲内で定める額とする。

### (入札参加者への周知)

第4条 最低制限価格を設定したときは、入札公告又は指名通知に最低制限価格を設定していることを記載し、入札参加者に周知するものとする。

### (落札者の決定)

第5条 最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内で、かつ最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

### (最低制限価格の公表)

第6条 最低制限価格の公表については、当該入札の開札後速やかに行うもの

とする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行し、同日以降に公告又は指名通知を行う競争入札から適用する。

附 則

この要領は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、同日以降に公告又は指名通知を行う競争入札から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、同日以降に公告又は指名通知を行う競争入札から適用する。

別表（第3条関係）

建設工事の種類	①	②	③	④	⑤
機械設備工事、電気通信工事、下水道用機械・電気設備工事の積算基準に基づき積算する工事（ただし、公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事を除く。）	機器単体費の額に10分の9.07を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額
公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事（ただし、下記に該当する工事を除く。）	直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額と現場管理費の額の合計額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額	
公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事のうち、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事	直接工事費の額に10分の8を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	直接工事費の額に10分の2を乗じて得た額と現場管理費の額の合計額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額	